

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年7月2日提出

鹿沼市長 松井正一

専 決 処 分 書

令和5年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和6年3月31日

鹿沼市長 佐藤 信

令和5年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)

令和5年度鹿沼市の国民健康保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150,860千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,087,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,884,010	12,213	1,896,223
	1 国民健康保険税	1,884,010	12,213	1,896,223
4 国庫支出金		827	283	1,110
	1 国庫補助金	827	283	1,110
5 県支出金		6,808,652	134,524	6,943,176
	1 県負担金	24,230	△1,732	22,498
	2 県補助金	6,784,421	136,256	6,920,677
7 繰入金		675,690	1,640	677,330
	1 他会計繰入金	655,877	1,640	657,517
9 諸収入		73,454	2,200	75,654
	1 延滞金、加算金及び過料	30,004	2,000	32,004
	4 雑入	43,448	200	43,648
歳入	合計	9,936,430	150,860	10,087,290

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		6,818,421	△51,000	6,767,421
	1 療養諸費	5,922,491	△42,000	5,880,491
	2 高額療養費	863,917	△9,000	854,917
4 保健事業費		115,369	△18,000	97,369
	1 特定健康診査等事業費	115,369	△18,000	97,369
8 予備費		243,283	219,860	463,143
	1 予備費	243,283	219,860	463,143
歳 出 合 計		9,936,430	150,860	10,087,290